



# 島根県報

令和2年1月10日(金)

号外第1号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

**告 示****島根県告示第12号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	485号	松江市美保関町森山1469番3地先から同675番2地先まで	前	9.80～13.71	121.80	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	9.80～28.74	121.80		
県道	川本波多線	邑智郡川本町大字川本508番5地先から同505番地先まで	前	9.53～21.86	31.14	県央県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	10.74～29.79	31.14		

## 島根県告示第13号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原字橋詰1676番2地先から同字川原815番地先まで	メートル 77.90	令和2年 1月10日	出雲県土整備事務所	
〃	川本波多線	邑智郡川本町大字川本508番5地先から同2357番3地先まで	36.90	令和2年 1月14日	県央県土整備事務所	